

政策分野15 地域福祉

～自治・協働により自立を実現し、

地域の福祉力をつむぎ、高める～

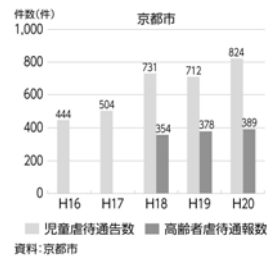
基本方針

住民が主体的に地域福祉活動に取り組むことを通して、住民自治の機能をさらに高めるとともに、公的な福祉制度・施策を提供する行政や公共の団体が密接に連携し共に実践する協働の取組の展開を図ることにより、地域のなかでひとりひとりが自己決定に基づいて自立した生活を実現する。これらの取組を原動力として「地域の福祉力」をつむぎ、だれもがくらしやすい地域の実現をめざす。

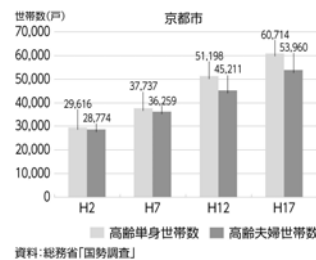
現状・課題

- 近年では、施設も含めた地域での自立生活を支援していく新しいサービス提供システムへと転換されていることにより、地域の支え合いの重要性が高まっている。
- NPO、ボランティア活動等が拡大してきているが、地域の活動に関心をもたない世帯の増加、住民同士のコミュニケーションや交流の不足の深刻化も指摘されている。これに伴い、例えば高齢者への声かけやごみ出しの手伝いなど、地域における支え合いの土壌が失われつつある。
- 増加する児童・高齢者虐待の問題、高齢者や障害のあるひとなどで判断能力が不十分なひとの消費者被害、公的福祉サービスをうまく利用できないひとの問題、災害時の要援護者への対応、孤独死、子育て家庭の孤立など、地域の抱える課題は一層多様化・複雑化しており、公的福祉サービスのみでなく地域住民のかかわりも必要である。
- 地域福祉活動の担い手が高齢化し、次世代の育成が大きな課題となっている。これは、自営業者など常に地域で生活しているひとの減少など、社会経済環境の変化に伴うライフスタイルの変化が要因と考えられる。

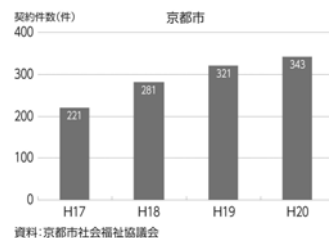
◆児童虐待及び高齢者虐待の通報数が増加傾向



◆高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数が増加傾向



◆地域福祉権利擁護事業の契約件数が増加傾向



みんなできずす10年後の姿

- 社会的に弱い立場にあるひとの尊厳が保たれ、社会の一員として包み支え合っている
すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきとくらせるための住みよいまちづくりのための協力や、支え合いの意識をもち、認知症のひと、障害のあるひと、ホームレスをはじめとした経済的な困窮状態にあるひとなど、社会的に弱い立場にあるひとの尊厳が保たれ、社会の一員として包み支え合っている。
- 地域のつながり・絆が深くなっている
住民・行政の共汗で地域のつながり・絆が深くなっている。具体的には、行政が住民主体で実施する住民同士のつながりをつむぐ活動や地域を活性化する活動などを支援することにより、地域の活動に関心をもたない世帯、団塊の世代や子育て家庭、障害のあるひとでも地域福祉活動に参画されたり(いわゆる地域デビュー)と、住民だれもが地域にかかわり、つながりを感じることで、「このまちに住んで良かった。」と思える地域づくりが進んでいる。
- 地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている
社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとした、これまで地域福祉活動を推進してきた団体が、これまでの活動を踏まえ、より一層協働の関係を強め、地域の特性を生かした支え合いの活動が活発になっている。
- 自分たちのまちを自分たちで担っている
地域のつながりをつむぐことで、地域の問題は地域が気づき、地域でできることは地域で対応し、地域でできないことは行政及び専門機関につなぐなど、自分たちのまちを自分たちで担っている。また、そのためにも行政や専門機関が連携して総合的・専門的な対応を行っている。

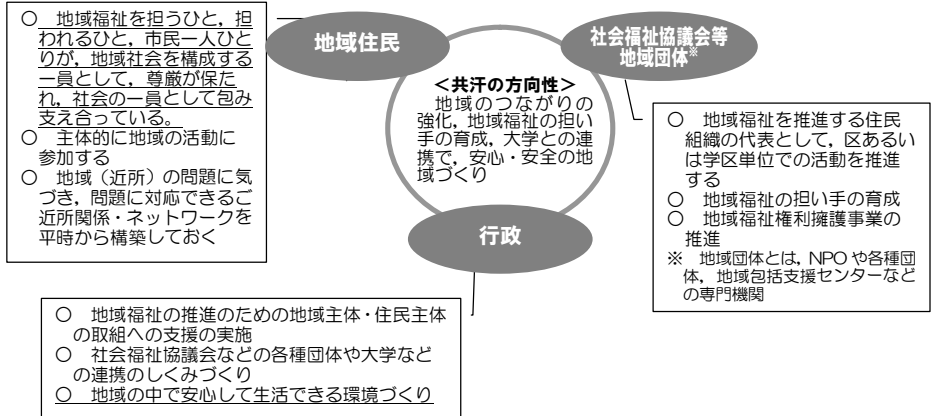
<参考>政策指標例

◆福祉ボランティアセンター利用登録団体数(社協事業) 583件(H20) → 700件

◆地域福祉権利擁護事業*待機件数(社協事業) 206件(H20) → 0件

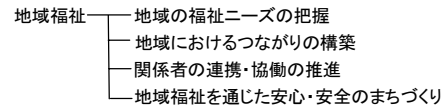
※ 認知症高齢者、知的障害や精神障害のあるひとなど、判断能力が不十分なために福祉サービスを十分に利用できないひとなどを援助する事業

市民と行政の役割分担と共汗



推進施策

施策の体系



1 地域の福祉ニーズの把握

(1) ネットワークの強化

各区においては、高齢福祉・障害福祉・児童福祉の各福祉における分野別ネットワークが構築されているが、区地域福祉推進委員会がその各々のネットワークがつながる基盤となり、そこで多様な問題を共有し、協働の取組を行い、地域福祉の推進を図る。

(2) 福祉サービスの適切な運用

福祉サービスの適切な利用の促進について、地域におけるニーズの掘り起こしをはじめ、総合的な相談支援、見守りを進めるため、福祉事務所や地域における公共的団体・専門機関、ボランティア等によるネットワークを構築・拡充するとともに、福祉事務所の相談支援及び地域支援に関する専門性を強化し、公的責任の確保に努める。

2 地域におけるつながりの構築

(1) 担い手・創り手の育成

地域福祉の推進には担い手の確保が不可欠であり、できるだけ多くの市民・住民に地域福祉活動に参加してもらえる機会が求められているため、京都市福祉ボランティアセンター、各区ボランティアセンターと連携し、こうしたきっかけづくりの場を提供する。

(2) 住民主体の取組の拡大

地域課題の解決に向けた住民主体の地域福祉に資する先駆的な取組に対する支援を行うことにより、取組の中で構築される住民同士のつながりや、活動の担い手づくりに寄与する。

また、京都市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会との連携を深めることで、地域における住民活動の把握に努め、活動の充実を図る。

3 関係者の連携・協働の推進

(1) 「大学のまち京都」ならではの地域福祉の展開

「大学のまち京都」ならではの地域福祉を推進するため、地域と大学等の連携を強め、地域住民と学生との協働による取組を展開することで、地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域福祉の感性を持つ人材を育成する。

(2) 住民の権利保障・擁護の仕組みづくり

住民の権利保障・擁護の仕組みづくりのため、認知症高齢者や知的・精神に障害のある方など、判断能力が十分でない方が福祉制度を利用する際の支援の充実を図る。

また、地域包括支援センターや障害者地域生活支援センターとの連携強化を図ることにより、地域

における社会的孤立・社会的排除を防ぎ、誰もが住み慣れたところで暮らし続けられることができる地域づくりを進める。

4 地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり

(1) 災害時における取組の支援

災害ボランティア活動の中核施設である「京都市災害ボランティアセンター」及び「各区災害ボランティアセンター」が災害時において十分に機能が発揮できるよう、運営の主体である社会福祉協議会と連携して効果的なボランティア活動の展開を図る。

(2) 円滑な地域福祉活動のための取組

円滑な地域福祉活動のために、福祉分野だけではなく、防犯や防災など、他の地域活動に係る情報の発信や、利用しやすい活動拠点に係る取組を進め、活動の「出会いの場、つながりづくりの場」の提供を図る。

関連する分野別計画

京（みやこ）・地域福祉推進指針（平成21年度～計画期間の定めなし）